

令和8年6月24日

令和8年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターにおける令和7年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は180件、契約金額は4,111百万円である。また、競争性のある契約は152件(84.4%)、3,740百万円(91.0%)、競争性のない随意契約は28件(15.6%)、371百万円(9.0%)となっている。

令和7年度においては、前年度と比較して、競争入札等については、件数は▲63件、金額は▲2,424百万円であった。件数および金額減少の主な要因として、令和6年度契約には複数年契約の初年度となっている案件が複数存在することや、物品物流管理業務委託契等の高額契約の締結があったため、相対的に件数および金額が減少した。

競争性のない随意契約については、件数は▲19件、金額は▲81百万円であった。競争性のない随意契約によらざるを得ない契約は、固有の技術を持った者のみに対応可能な機器の保守や改修、著作権の関係で競争入札に付することができない案件などが挙げられる。件数、金額ともに減少した主な要因として、随意契約の見直しを実施し、可能な限り一般競争入札へ移行する措置をとったことが考えられる。

表1 令和7年度の国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの調達全体像

(単位: 件、百万円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(82.1%) 215	(93.2%) 6,164	(84.4%) 152	(91.0%) 3,740	(▲29.3%) ▲63	(▲39.3%) ▲2,424
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある契約(小計)	(82.1%) 215	(93.2%) 6,164	(84.4%) 152	(91.0%) 3,740	(▲29.3%) ▲63	(107.3%) 3,190
競争性のない随意契約	(17.9%) 47	(6.8%) 452	(15.6%) 28	(9.0%) 371	(▲40.4%) ▲19	(▲17.9%) ▲81
合計	(100%) 262	(100%) 6,615	(100%) 180	(100%) 4,111	(▲31.3%) ▲82	(▲37.9%) ▲2,504

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、対前年度伸率の増減である。

(2) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターにおける令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は26件(17.1%)、契約金額は508百万円(13.6%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は件数、金額ともに減少している(件数は63.9%の減少率、金額は61.6%の減少率)。

件数、金額ともに減少した主な要因は、入札に関する仕様内容の見直しを行い、積極的に入札参加を取引業者へ促したことが挙げられる。

表2 令和7年度の国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの一者応札・応募状況
(単位: 件、百万円)

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	143(66.5%)	126(82.9%)	▲17(▲11.9%)
	金額	4,841(78.5%)	3,232(86.4%)	▲1,609(▲33.2%)
1者以下	件数	72(33.5%)	26(17.1%)	▲46(▲63.9%)
	金額	1,322(21.5%)	508(13.6%)	▲814(▲61.6%)
合計	件数	215(100%)	152(100%)	▲63(▲29.3%)
	金額	6,164(100%)	3,740(100%)	▲2,424(▲39.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、対前年度伸率の増減である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1.の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、医療機器、研究機器関係及び業務委託、公募型企画競争などの各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 入札環境の整備

- ① 公告期間及び業務準備期間を十分に確保し業者が入札に参加しやすい環境を確保する。
- ② 仕様策定及び技術審査小委員会等により、仕様の内容を十分に論議し競争性の高い入札を行う。
- ③ 契約締結から履行開始までの期間を十分に確保する。

なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく価格転嫁・取引適正化の取り組み、施設の整備・管理・運営におけるPFI事業の活用に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された外部有識者を含む契約監視委員会及び契約審査委員会において、会計規程及び契約事務取

扱細則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性の高い契約形態への移行可否の審議を受けることとする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当法人では、監査室が内部監査を実施し、調達の実行につき不正の防止及び適正な運用管理に努めている。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 調達等合理化の推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務経理部長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	財務経理部長
副総括責任者	財務経理課長
構成員	調達企画室長、契約係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して理事長が定める基準(新規の随意契約、2回以上連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。